

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(Ⅲ-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること(施策目標Ⅲ-4-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4:安定した労使関係等の形成を促進すること</p>					<p>担当 部局名</p>	<p>労働基準局労働関係法課 中央労働委員会総務課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>労働関係法課長 長良 健二 総務課長 寺山 洋一</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>○労働組合法(昭和24年法律第174号)や労働関係調整法(昭和21年法律第25号)等により、 ・厚生労働大臣の所轄の下に中央労働委員会が、都道府県知事の所轄の下に都道府県労働委員会が置かれている。 ・労働委員会は、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限を有する。 ・労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。 ・中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、労働組合法の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に関して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研究その他の援助を行うことができる。 とされている。</p>									
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>安定した労使関係は経済社会の発展の基礎となるものであり、労使間での対話促進、労使紛争の早期解決が課題である。</p>								
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>					<p>達成目標の設定理由</p>				
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>集团的労使法制の普及を図るとともに、不当労働行為事件の迅速な処理等を通じて労使紛争の迅速かつ適切な解決を図る。</p>				<p>安定的な労使関係の形成のためには、集团的労使法制への理解が必要であるとともに、労使紛争の迅速かつ適切な解決が必要であるため。</p>				
<p>達成目標1について</p>										
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
					<p>年度ごとの実績値</p>					
<p>① 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合(アウトカム)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>85%</p>	<p>毎年度</p>	<p>平成29年度 85%</p>	<p>平成30年度 85%</p>	<p>令和元年度 85%</p>	<p>令和2年度 85%</p>	<p>令和3年度 85%</p>	<p>本指標を測定することで、日本国内において集团的労使関係が安定的に推移しているかどうかを直接的に確認できると考えている。厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第2期)期間にあたる平成19年度から平成23年度は毎年度50%を目標としており、同計画(第3期)期間にあたる平成24年度から平成27年度は毎年度75%、平成28年度は85%を目標としていたことから、平成29年度に引き続き、毎年度85%を目標とする。 なお、中央労働委員会における審査、調整は単年の数値を測定しており、国際労働関係事業も単年度の委託事業であることから、本測定指標も単年度の目標として設定した。 (参考)労使関係総合調査(労働組合実態調査) URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html (参考)平成27年度実績:88%、平成28年度実績:90%</p>
<p>2 新規申立事件の終結までの平均処理日数(アウトプット)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>1年3か月以内</p>	<p>毎年</p>	<p>1年3か月以内 438日</p>	<p>1年3か月以内 443日</p>	<p>1年3か月以内</p>	<p>1年3か月以内</p>	<p>1年3か月以内</p>	<p>不当労働行為事件の審査については、平成16年の労働組合法の改正前と比較すれば、事件の迅速な処理が進んでいるが、更なる迅速化を進めるため、労働組合法第27条の18に基づく審査の期間の目標として、第3期にあたる平成23～25年においては「1年6か月以内のできるだけ短い期間内に終結させること」としていた。これを、平成26～28年においては「1年3か月以内のできるだけ短い期間内に終結させること」と変更し、平成29～令和元年においても引き続き「1年3か月以内のできるだけ短い期間内に終結されること」という達成目標を定めていることから、左記指標を策定することとし、目標値を平成29年～令和元年は1年3か月以内とした。 なお、中央労働委員会では上記審査の期間の目標に合わせ、年度ではなく各年の数値を集計しているため、測定指標、目標値、実績値はいずれも暦年の数値を計上している。 (参考)平成27年実績:576日、平成28年実績:546日</p>
<p>3 調整事件の終結までの日数(取下げ事件等を除く)が2か月以内(自主交渉による中断がある事件は3か月以内)である割合(アウトプット)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>100%</p>	<p>毎年</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>労働争議のあっせん、調停、仲裁については、事件の早期かつ適切な処理が求められている現状があり、当該数値を測定し、目標を100%とした。なお、中央労働委員会では、年度ではなく各年の数値を集計しているため、実績値は暦年の数値を計上している。 (参考)平成27年実績:100%、平成28年実績:50%</p>

達成手段1		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号	
		平成29年度	平成30年度					
(1)	安定した労使関係等の形成の促進に必要な経費(平成20年度)	317百万円 (238百万円)	347百万円 (242百万円)	348百万円	1,2,3	労働者の団結権等の保護及び集团的労使紛争の解決を図るため、中央労働委員会委員による不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を実施している。 本経費の適切な執行により事件の迅速な処理が進み、ひいては、労使関係の安定にも寄与するものと考えられる。	474	
(2)	国際労働関係事業(平成14年度)	404百万円 (399百万円)	404百万円 (399百万円)	411百万円	1	国際労働関係事業は発展途上国を中心とした日系企業の進出の多い国又は今後進出が見込まれる国並びに我が国に進出する外資系企業の関係国から労働関係指導者(労働組合関係、使用者団体関係)を我が国に招へいし、座学による講義や企業訪問、我が国労使関係者との意見交換等を行うことにより、我が国の労使関係法制や労働事情等に関する理解を深めさせるものである。 また、我が国の労働関係有識者を派遣し、アジアなどの労働関係指導者に対して、健全な労使関係の形成と発展を促進するためのセミナーを現地で開催し、我が国の労使関係法制、労働事情、労使関係の安定の重要性等に対する理解を深めさせている。セミナーの一部は開催国の周辺諸国の労働関係指導者も参加し、多国間の相互理解と知識普及を図っている。日本企業の海外進出及び外資系企業の日本進出は年々増加しており、本事業を通じて我が国の集团的労使関係の普及を行うことは、安定した労使関係の形成に寄与すると考えている。 本事業の大部分は諸外国に対する技術協力の一環としてODA事業とされている。	475	
施策の予算額・執行額		区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額	政策評価実施予定時期(評価予定表)	平成29年度
		予算の状況(千円)	当初予算(a)	760,316	758,725	730,944		
			補正予算(b)	-9,448	0			
			繰越し等(c)	-38,600	38,600			
			合計(d=a+b+c)	712,268	797,325	730,944		
		執行額(千円、e)		640,669				
執行率(%、e/d)		89.9%						
関連税制		-						
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
		-			-	-		